

『R5年度税制改正所得税（4） 高所得者への所得税増税等』

スタートアップの成長を促す「創業」期の支援については既報の通りだが、「事業展開」を後押しする観点も極めて重要である。一定のスタートアップで、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を10年から15年へと延長することとなった。要件は、○設立の日以後5年未満の株式会社 ○金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社

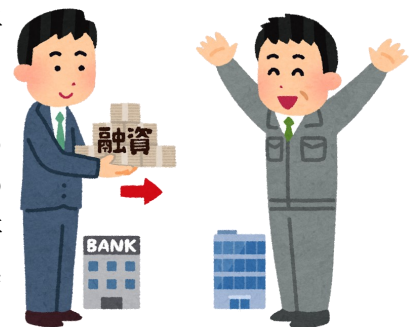
また、今回の個人所得課税の改正では、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化が図られる。高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高い。それらの売却益に課される税率は一律15%である一方、給与等は累進性の課税であるため、高所得者層で所得税の負担率が低下する現象が生じていた。この是正策として、(基準所得金額-3.3億円)×22.5%が基準所得税額を超える場合に、超える金額に相当する所得税を課すこととなった。基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用せずに計算した合計所得金額(利子所得や一定の割引債の償還差益等、源泉分離課税の対象となる所得金額や、NISAで非課税となる金額は含まない)。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額。令和7年分以降の所得税より適用される。



『ゼロゼロ融資返済集中へ施策 コロナ借換保証の創設』

中小企業庁は、2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度(コロナ借換保証)を2023年1月10日から開始した。コロナ融資の借換え保証制度を創設することで、返済負担軽減のみならず、新たな資金需要にも対応する。一定の条件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる。概要は以下の通り。

【制度概要】保証限度額:1億円【保証期間】10年以内【据置期間】5年以内【金利】金融機関所定保証料(事業者負担):0.2%等(補助前は0.85%等)【要件】売上高が5%以上減少していることなど【その他】○100%保証の融資は、100%保証での借換が可能○経営行動計画書の作成(自社の現状認識、財務分析、具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン、収支計画・返済計画(黒字化目標含む)など○金融機関の継続的な伴走支援○取扱期間:2024年3月31日まで(予定)※信用保証協会に保証申込がなされたもの



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com